

平成 22 年度小平市国民健康保険事業特別会計予算 反対討論

議案第 7 号 平成 22 年度小平市国民健康保険事業特別会計予算及び、

議案第 22 号 平成 22 年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に反対の立場から討論いたします。

本予算案は、国民健康保険税の引き上げ改定が前提となっていますが、この改定に当たっては、国民健康保険運営協議会への諮問、答申がなされています。議案第 7 号の予算は、諮問された改定率に基づくものであり、議案第 22 号の補正予算は、形として、答申に基づく修正が加えられたという内容になっています。しかし、この答申の趣旨である「ある程度の値上げはやむを得ないが、一般会計からの繰入金を増額や激変緩和措置をとること」に対して、この補正予算での対応は不十分であると政和会は考えています。すでに、条例改正はこの予算内容と異なる改定率で、会期末ぎりぎりになって、市長は国民健康保険税を平成 22 年度に限り 3.3%引き上げ、23 年度からは 5.8%に引き上げることを提案し、先ほど、賛成多数で可決を見ました。このことも、大きな問題だと指摘しておきます。

激変緩和については、一番厳しい経済状況、市民の暮らしを考え、一年執行を猶予すべきであり、この一年の猶予期間に、今年になってからあわただしく行った短い議論と市民周知の不十分さを説明していく必要があると主張してきました。また、改定率についても、平成 20 年度の前期高齢者交付金の過大交付の 10 億円の精算が主な理由だとするならば、この部分は一般会計からの繰出しで対応すべきだと主張してきました。一般会計からの繰り出し金の増については、さらなる行財政改革や今後の子ども手当による児童手当廃止分の予算、企業収益見込みの明るい兆し、国も国保については財源確保に努力するなどと言っている状況を鑑みれば、十分可能であり、妥当だと考えていることをまず申し上げ、反対理由を 2 点述べていきたいと思えます。

政和会としてこの予算案には賛成できない理由の第 1 は、保険税の引き上げ率についてです。まず、基本的な今回の国保税値上げの背景を整理してみなければなりません。一口に言って、平成 20 年度に前期高齢者交付金が 10 億円も過大に交付されていたに

もかかわらず、この2年間、なんの対応もせず、一般会計繰入金を減らしてもやっていけるという判断の遅れが、今回の値上げの大きな理由であれば、市民は到底納得できないということです。過大交付分は特定財源なのだから、使わずに残っていなければなりません。また、この間、税の改定を行わない判断をしているのであれば、過大交付分の精算分は、当然一般会計で賄っていた分であり、一般会計の中から何らかの措置をしなければならぬ性格のものだということです。審査の中では、過大交付分の前期高齢者交付金がどのように使われたかの説明と、一般会計繰入額の減少の関係についての説明はありませんでした。また、保険税の税率の根拠となる医療費の増大についての明確な説明もありませんでした。この医療費の増大と一般会計の繰り入れのバランスは、当然、つねに方針をもって対応しなければなりません。この間、一般会計の繰り入れの限度額を決めることをせず、医療費の増大の推移から、保険税改定の時期を判断することをこの6年間怠ったこと、そして過大交付分に対する見通しの甘さに対し、行政の責任は問われるべきだということです。さらには、3年後の平成24年に行われる予定の医療制度の抜本的改革までのしっかりした運営方針が見えないことも予算案としては不十分だということを指摘しておきます。

反対理由の2点目は、この予算編成の方針とプロセスがでたらめだということです。まず、あまりにも短い時間で国保運協にかけ、駆け込み的に答申をもらおうとしたこと。当初11.3%の大幅な値上げを年が明けてからあわただしく会派別に議員に説明し、予算説明の全員協議会の前に国保運協にかけ、諮問の改定案ではダメだという答申をもらったにも関わらず、諮問と同じ改定案を全員協議会にかけたこと。さらに、答申を踏まえたということで、1年間に約1億円づつ2年間の激変緩和する8.6%の暫定税率を提案するも、わずか1週間で取り下げ、議会の3会派から要望があったという内容で、その要望が出された翌日に手回しよく要望通りの内容の新たな5.8%の改定案を示したこと。我が会派はこの新たな案が出る前日に要望書を市長に手渡そうとしましたが、時間が取れないとの理由で受け取ってもらえず、また、私どもの要望についてまったく聞く耳を持っていただけなかったこと。そして、本日、ぎりぎりになって1年間3.3%引き上げの案を示したこと。このようなプロセスが、市長が目指す情報公開、予算編成

過程の公表なのでしょう。

また、このように方針がころころ変わることで、市民の間には行政への不信感が高まっています。この変更は、分かりやすく言えば、一般会計からの今年度の繰出し金を、当初2億円から3億円、4億円、そして5億円にするわけです。これのどこが国保財政、市財政の編成方針なのでしょう。さらには、国保税の応能原則と応益原則がまったく無視され、所得の比較的高い階層だけにしわ寄せさせたいびつな均等割だけをいじる一連の修正は、行政側の「作業しやすい改定」という安易で偏った姿勢を浮き彫りにしています。

これらの経過からみても、今回の予算案は、市民から理解が得られる内容になっているとは到底思えません。

以上の理由で、政和会は本予算案には強く反対の意思を表明し、反対討論といたします。